

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市行政改革基本方針（最終案）

2018～2020

宮城県 富谷市

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1 基本方針の策定にあたって | 1 |
| (1) これまでの取組み | 1 |
| (2) 第5次行政改革期間の主な取組みと検証 | 2 |
| 2 市の現況 | 3 |
| (1) 市制施行とシティブランドの確立 | 3 |
| (2) 本市の人口状況 | 3 |
| (3) 本市の財政状況 | 4 |
| (4) 市民協働の取組み | 6 |
| (5) 本市の職員の状況 | 6 |
| 3 行政改革の必要性 | 8 |
| 4 基本方針と考え方 | 9 |
| (1) 市の課題の整理 | 9 |
| (2) 改革への3つの柱 | 9 |
| 5 取組みの内容 | 10 |
| 6 計画期間 | 11 |
| 7 進行管理及び実施体制 | 11 |

1 基本方針の策定にあたって

(1) これまでの取組み

地方公共団体の責務は、地方自治法で、「住民の福祉の増進を図る」ことを基本とし、限られた財源の中で「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と定められ、また「常にその組織及び運営の合理化に努める」とされています。

本市では、自治体運営の基本原則に沿った行政運営を図るため、昭和60年度に「富谷町行政改革大綱」を策定し、その後2度の大綱の策定などを基に、民間委託の推進、事務事業や組織の見直し、職員定数の適正化などの行政改革に取組んできました。

| 年度 | 主な取組内容 |
|--------|--|
| 昭和60年度 | 第1次行政改革期間（昭和60年度～昭和62年度） 第1次富谷町行政改革大綱を策定 ・事務事業の見直し ・民間委託、OA化等事務改革の推進 ・公共施設の設置及び管理運営の合理化 |
| 平成8年度 | 第2次行政改革期間（平成8年度～平成10年度） 第2次富谷町行政改革大綱を策定 ・事務事業の見直し ・効果的な行政運営 ・組織機構の見直し及び定員管理の適正化の推進 ・職員の能力開発等の推進 |
| 平成11年度 | 第3次行政改革期間（平成11年度～平成12年度） ・事務事業の見直し ・住民サービスの向上 ・人材育成の推進 ・行政運営における経費削減 |
| 平成12年度 | 第4次行政改革期間（平成12年度～平成16年度） ・定員の適正管理 ・補助金交付の見直し ・役場庁舎の開庁時間の延長 ・お茶の間懇談、まちづくり提言募集の実施 |
| 平成17年度 | 第5次行政改革期間（平成17年度～平成21年度） 第3次富谷町行政改革大綱を策定 ・行政の担うべき役割の重点化 ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 ・定員管理及び給与の適正化等 ・人材育成の推進 ・公正の確保と透明性の向上 ・電子自治体の推進 ・自主性、自律性の高い財政運営の確保 |

(2) 第5次行政改革期間の主な取組みと検証

富谷町第5次行政改革期間（平成17年度～平成21年度）には、第3次富谷町行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な町政を構築し、住民の満足が得られる独自のまちづくりに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、住民生活の利便性を図ってきました。

本改革期間では、民間委託や指定管理者制度の導入等の行政の担うべき役割を検討したほか、宮城県内の町村で唯一となる部制の施行等、組織の機構改革を実施しました。

定員管理の面では、本市の特徴である急激な人口増加、それに伴う行政需要の増大に対応するため、本改革期間中に定員適正化計画を見直したことにより、職員数は増加しました。当初の目標としていた改革期間での3%の削減には至らなかったものの事務事業の見直し等を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるため、経費の削減に努めてきました。その結果、本改革期間の職員数と財政の状況は、下記のとおりとなりました。

○職員数の推移 ※目標値：平成17年度を基準として、3%（8人）の削減

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------|------|-------|-------|-------|--------|
| 職員数 | 267名 | 264名 | 254名 | 260名 | 268名 |
| 基準比 | — | ▲3名 | ▲13名 | ▲7名 | +1名 |
| 削減割合 | — | 1.12% | 4.88% | 2.62% | ▲0.38% |

資料：総務部総務課

○財政状況の推移

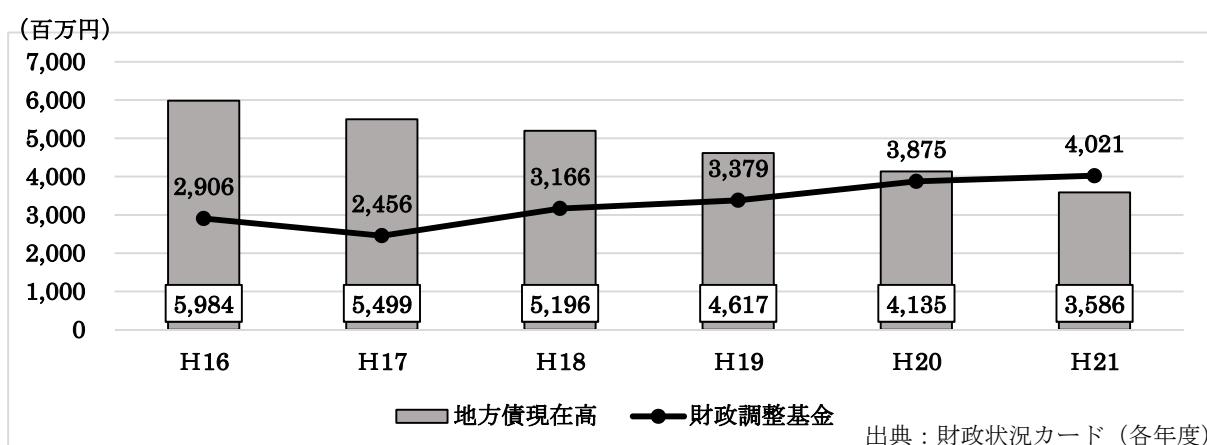
【経常収支比率の推移】

| H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 75.2% | 98.4% | 77.3% | 79.2% | 80.6% | 81.3% |

資料：財政状況カード（各年度）

※経常収支比率…毎年度経常的に収入される財源のうち使途が特定されない収入（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。数値が高くなるほど、財政が硬直化していることとなる。

【参考：財政調整基金と地方債残高の推移】



2 市の現況

(1) 市制施行とシティブランドの確立

本市は、平成28年10月10日の市制施行により、「富谷町」から「富谷市」となりました。市制施行と同時に策定した富谷市総合計画では、市の将来像を「住みたくなるまち日本一」としました。市の将来像の実現のため、市制施行を絶好の契機とし、スイーツによるまちづくり、教育・子育て・福祉行政の充実など、「とみやシティブランド」の確立に向けた施策を展開するとともに、企業誘致や交通対策など、自立した都市基盤の整備に取り組んでいます。

一方で、市制施行による権限移譲に加え、地方分権の推進による権限移譲がさらに進められ、本市が担う役割は今後さらに拡大していくものと考えられます。地方創生総合戦略をはじめとする新たな課題に対し、事業の重点化と効率的・効果的な事務事業の実施などに取り組んでいく必要があります。

これらによる業務量の増加や社会情勢の急激な変化に伴う住民ニーズの多様化に対応するため、選択と集中による事業の展開、多様化する住民ニーズに対応できる職員の育成などが求められています。

【現況の整理】

- ・シティブランドの確立
- ・市制施行、地方分権の推進による権限の拡大
- ・業務の高度化、多様化
- ・住民ニーズの多様化

(2) 本市の人口状況

全国的な人口減少・少子高齢化社会が到来しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国の総人口は減少し続け、少子高齢化がさらに進展するものと見込まれています。

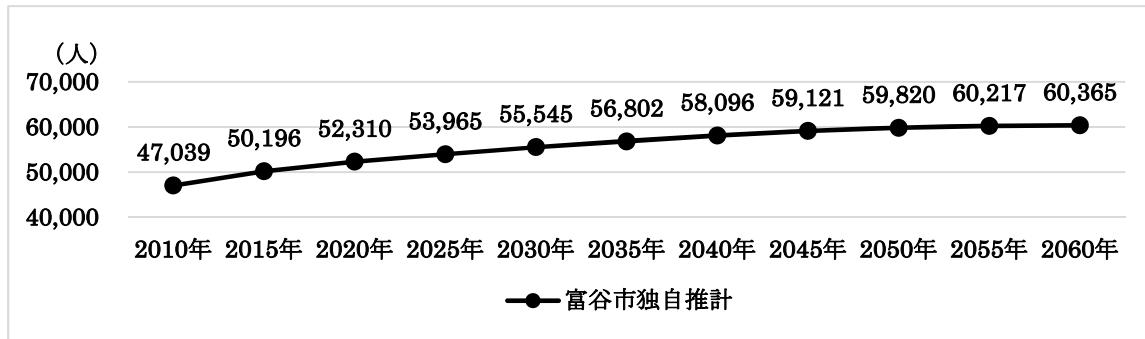
本市の人口は、2015年（平成27年）の国勢調査時で、51,591人となっています。富谷市人口ビジョンでは、全国的な減少傾向に反して、今後も緩やかな増加となると推計されており、2060年時点での人口60,000人を目標としています。

一方で、全国的な高齢化の波は本市においても例外ではなく、市総合計画の人口フレームでは、2025年の65歳以上の高齢化率は22%を超える見込となっています。今後は、高齢者や人口増加に向けた子育て世代への社会保障費の増加が予想されています。

【現況の整理】

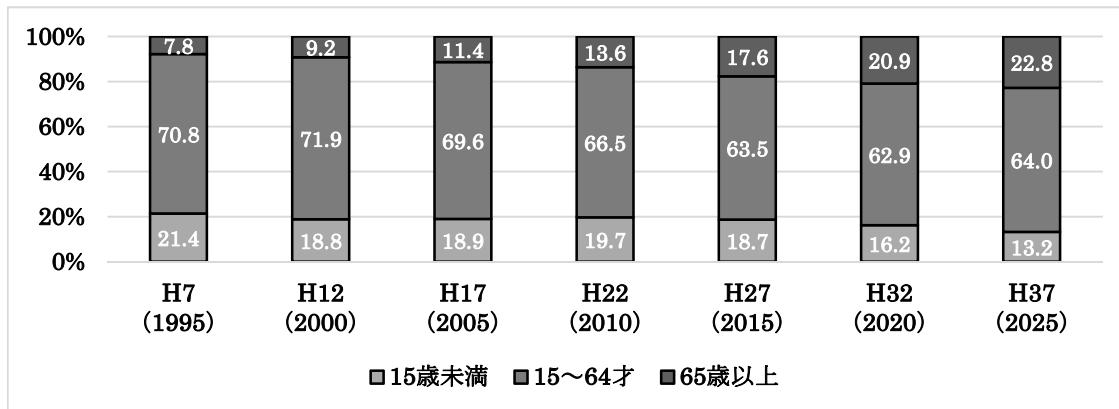
- ・人口の増加
- ・少子高齢化の進展
- ・社会保障関連経費の増加

【参考：本市の人口推計】



資料：富谷市人口ビジョン（H27.11策定）

【参考：本市の年齢階層別人口割合】



資料：国勢調査 H32・H37は市総合計画による推計

(3) 本市の財政状況

本市の財政状況は、人口増加や行政ニーズの増大に伴い、近年、慢性的な財源不足が生じており、財政調整基金や臨時財政対策債に依存する財政運営となっています。

地方公共団体の黒字・赤字を判断する実質収支は黒字となっていますが、財政調整基金の取崩しや積立てを考慮した実質単年度収支は、平成24年度以降マイナスとなっていることから、改善が必要となっています。

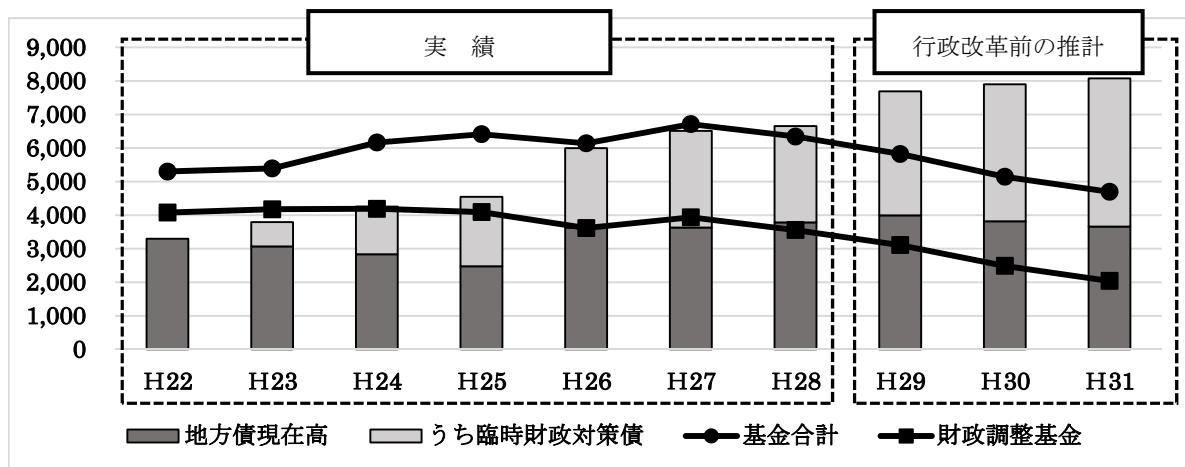
今後とも、人口増加により税収の微増が期待されるものの、待機児童対策や障害者福祉などの社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う更新・長寿命化に要する経費が年々増加傾向にあり、今後さらに財政状況は厳しくなることが予想されるため、**市総合計画を基準とし、住民ニーズや費用対効果の検証のもと**、これまで以上に事業の「選択」と「集中」を進める必要があります。

【現況の整理】

- ・財政調整基金の減少
- ・地方債の増加
- ・税収の微増
- ・公共施設の老朽化対策

【参考】地方債残高と財政調整基金の推移

(単位：百万円)



出典：財政状況カード（各年度） H29以降は行政改革前の推計による

【参考：実質単年度収支の推移】

(単位：百万円)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------------------|-------|------|------|------|------|
| 形式収支※ ¹ | 1,137 | 864 | 965 | 674 | 770 |
| 実質収支※ ² | 579 | 438 | 622 | 435 | 592 |
| 単年度収支※ ³ | ▲131 | ▲141 | 184 | ▲187 | 156 |
| 実質単年度収支※ ⁴ | ▲477 | ▲529 | ▲511 | ▲185 | ▲403 |

資料：決算カード

※¹ 形式収支…年度の歳入から歳出を引いた額。

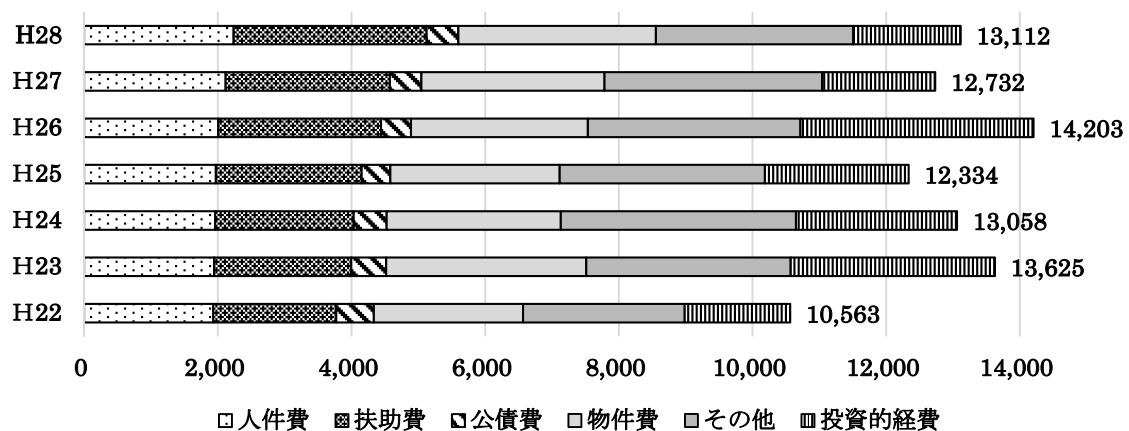
※² 実質収支…形式収支から「翌年度に繰越すべき財源」を引いた額。

※³ 単年度収支…実質収支から「前年度の実質収支」を引いた額。

※⁴ 実質単年度収支…単年度収支から貯金への積立や借金の繰上げ返済（黒字要素）を加え、貯金の取崩し（赤字要素）を引いた額。

【参考：歳出構造の推移】

(単位：百万円)



資料：決算カード

(4) 市民協働の取組み

本市では、町内会や市民団体等、さまざまな主体が地域の課題に積極的に取り組んでいます。また、「はちみつプロジェクト」や「わくわく市民会議」、「ゆとりすとクラブ・サロン」など、多様な「人材」の活躍と「資源」を活かした、本市ならではの市民協働のまちづくりに取り組んでいます。

厳しい財政状況が続く中で、今後とも地域が抱える課題の解決や特色ある地域づくりを進めていくためには、市民と行政が互いの特性を踏まえた上で、それぞれが担う役割を明確にし、町内会や市民団体等の活動支援の継続とともに、**市民参画と協働を推進するための体制の構築**が求められています。

【現況の整理】

- ・地域課題への積極的な取組み
- ・多様な「人材」の活躍

(5) 本市の職員の状況

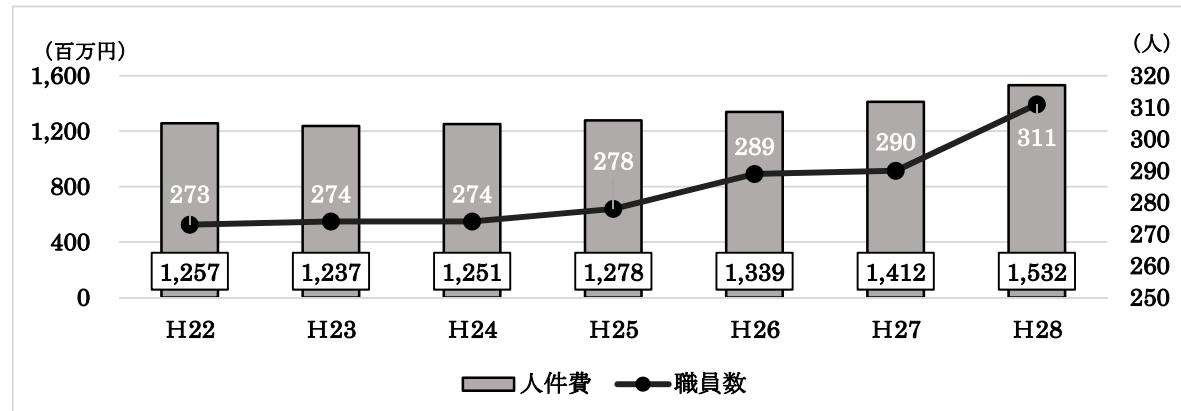
本市の職員数は、平成29年4月1日時点ですでに335人となっています。平成26年度から平成29年度にかけて102名の新規採用職員を採用したことにより、**行政経験年数の少ない職員が全体の約3割を占めています**。また、職員1人当たりの住民数は、平成25年度の194.6人から170.0人に減少しましたが、依然として、県内市町村の中でも高い数値となっています。

このような中、市制施行に伴う市民の期待感の高まりや権限移譲、地方創生等により、行政課題は変化し、増大しています。限られた職員で高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、従来にも増して、職員の人材育成や事業の効率化による業務軽減が求められています。

【現況の整理】

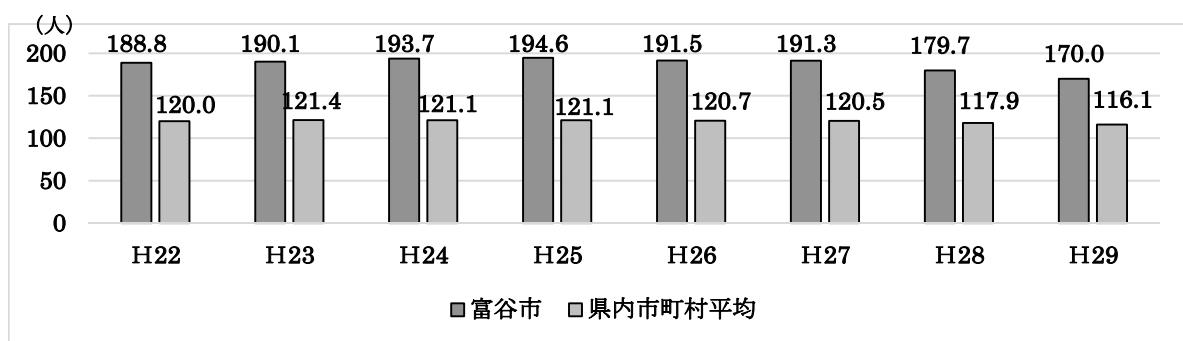
- ・職員1人あたりの住民数が多い
- ・行政経験年数の少ない職員の増加
- ・行政課題への対応

【参考：職員数と職員給の推移】



資料：決算カード

【参考：職員 1人当たりの住民数の推移】



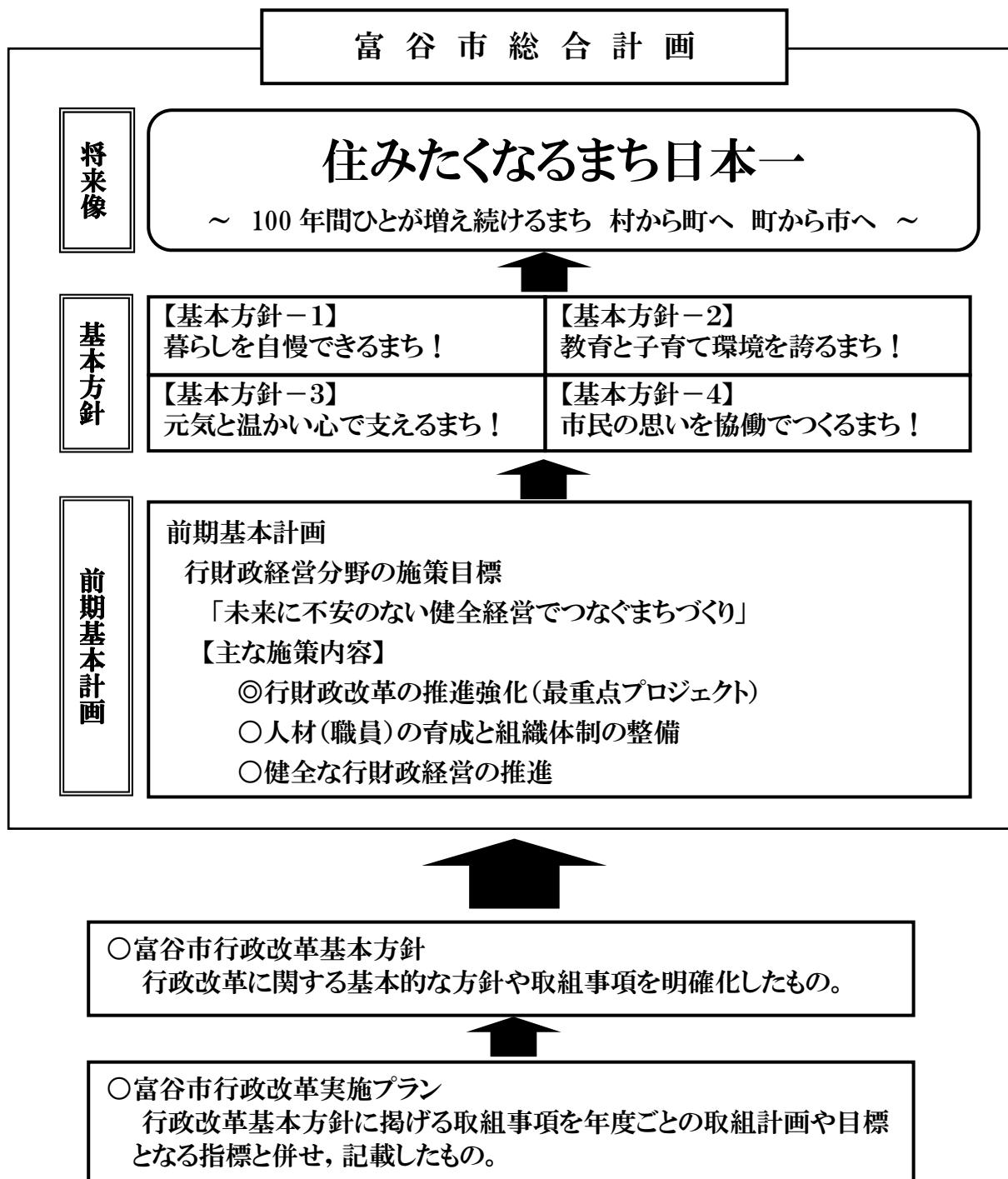
資料：宮城県市町村課「地方公共団体定員管理調査結果概要」

3 行政改革の必要性

本市では、平成17年度の「第3次富谷町行政改革大綱」策定以降、行政改革期間以外においても、不断の行政改革への取組みを進めてきました。

その間、市制施行という新しいステージに立つとともに、社会経済情勢の変化や地方分権の進展など、本市を取り巻く社会構造は大きく変化しています。複雑・多様化する行政課題へ対応し、富谷市総合計画の推進及び将来像「住みたくなるまち日本一」の実現のため、新たに「富谷市行政改革基本方針」を策定します。

【富谷市総合計画と行政改革基本方針】



4 基本方針と考え方

(1) 市の課題の整理

行財政経営の目標である「未来に不安のない健全経営でつなぐまちづくり」を目指すため、市の現況の整理を踏まえ、次のように課題を整理しました。

- ①高度化、多様化する業務への的確な対応
- ②市民協働・参画の推進
- ③市政情報発信力の向上
- ④厳しい財政状況への対応
- ⑤限られた人員での創意・工夫

(2) 改革への3つの柱

市では、上記の課題に対し、次の3つの柱を基本方針として掲げ、継続的な行政改革に取組みます。

基本方針1 行政経営能力の向上

効率的・効果的な行政経営を行うため、課題に対し、的確かつ迅速に対応できる人材の育成を図るとともに、効果的な組織の機能強化に取り組みます。

また、業務委託や指定管理者制度等の民間活力の導入を推進し、実施可能性の検討を行うとともに、限られた人員での効率的・効率的な行政経営を図るため、「働き方改革」の推進に努め、行政サービスのさらなる高品質化を目指します。

基本方針2 市民参画と協働の推進

まちづくり等に関する計画策定の決定過程に市民が参画しやすい環境づくりを進めます。また、市民、町内会、NPOなど多様な主体と協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体の育成・支援に努め、協働の仕組みを研究し、実施可能性の検討を行います。これらの取組みを含め、市民にとっての有益な情報を積極的に発信し、市民と行政間の情報の相互共有に努めます。

基本方針3 持続可能な財政運営

財政調整基金の取崩しによる減少や臨時財政対策債の発行による地方債の増加への対応は喫緊の課題となっています。事務事業の見直しの中で、住民ニーズや費用対効果の検証のもと、選択と集中による歳出の削減に努めるとともに、受益者負担の適正化などの歳入の確保に努めるとともに、新しい手法による新たな歳入確保に取組み、財政状況の改善を図ります。

5 取組みの内容

今後取り組むべき行財政改革の基本的な方針は、次の3つの柱で推進します。

基本方針1 行政経営能力の向上

【具体的な取組み】

① 職員の資質向上

人材育成基本方針で定める「求められる職員像」の実現を図るため、若年層を中心とした職場内における実務研修（OJT）、職制ごとの職員研修所等における研修（Off-JT）の実施や人事評価制度を有効に活用した人材育成を進めるとともに、**ICTなどの活用による職場環境の改善**やPDCAサイクルによる業務プロセスの改善等を行うことにより、職員の資質向上に努めます。

② 民間活力導入の推進

民間の専門知識やノウハウによって、住民サービスの向上や効率化が図られると判断される業務については、PPP／PFI、指定管理者制度の導入、事業の民間委託や民営化等の**可能性を検討し、導入を推進します。**

③ 創造的・効果的な組織体制の検証

社会情勢の変化による新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、効率的・効果的な事務事業の手法を検討し、事務事業の再編・整理・廃止・統合などを進めるとともに、限られた人的資源を効率的に活かす組織体制を検証します。

基本方針2 市民参画と協働の推進

【具体的な取組み】

① 市民参画・協働の推進

審議会等の開催やパブリックコメントの実施など、さまざまな手法を用いた市民参画の機会の拡充に努めるとともに、わくわく市民会議等の開催など、市民の意見を広く聴取する広聴事業の充実を図ります。

また、市民と行政が対等なパートナーとして、まちづくりを担う仕組みづくりの検討を行うとともに、まちづくりの基本となるルールの策定に向けた調査・研究を行います。

※市民参画…計画立案の段階から市民が加わること。

市民協働…市民と行政が同じ目的のために役割と責任を担いながら、協力して共に活動すること。

② 情報発信力の向上と情報の共有

市が保有する情報については、さまざまな媒体を用いた分かりやすい提供に努め、市民と行政の情報の共有化を図ります。また、情報公開条例や個人情報保護条例などの適正な運用に努め、行財政経営の公平性、透明性の向上を図ります。

基本方針3 持続可能な財政運営

【具体的な取組み】

① 歳出削減の実施

事務事業の見直しによる再構築や重点化する主要事業の優先度などを検討するスプリングレビューを年度の早い時期に実施し、次年度の予算編成に向けた事業の選択と集中により、財政支出の抑制を図ります。

② 歳入確保策の検討

安定した財政基盤の確立に向けて、企業誘致等による市税収入の安定化や受益者負担の適正化など、歳入の確保に努めるとともに、ふるさと納税の充実や広告事業の実施など、新たな手法による新たな財源の確保に取組みます。

6 計画期間

本行政改革の計画期間は、2018年から2020年までとします。

7 進行管理及び実施体制

(1) 行政改革推進本部

副市長、教育長及び市管理職で構成される行政改革推進本部により、基本方針の実施方策の検討及び進行管理を行います。

(2) 行政改革懇談会

行政改革の実施状況その他課題等について、行政に識見を有する方々から、広く意見をいただきます。

(3) 庁内推進体制

企画部企画政策課内に行政改革推進室を設置し、個別課題への検討を行うとともに、必要に応じた各部を横断した部会の設置により、職員全体の行政改革に対する意識の向上を図ります。

富谷市行政改革基本方針（2018～2020）

平成●年●月策定

富谷市企画部企画政策課行政改革推進室

TEL 022-358-0517

E-mail kikakuseisaku@tomiy